



平成 28 年(㉮)第 4041 号 保全異議申立事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 上記当事者間の横浜地方裁判所平成 28 年(㉮)第 154 号出版禁止等仮処分命令申立事件について、当裁判所が平成 28 年 3 月 28 日にした仮処分決定を次のとおり変更する。
 - (1) 債務者は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙書籍目録記載の著作物を出版、販売又は頒布してはならない。
 - (2) 債務者は、上記著作物の製品（半製品を含む。）の占有を解いて、横浜地方裁判所執行官に引き渡さなければならない。
 - (3) 横浜地方裁判所執行官は、上記著作物の製品（半製品を含む。）を保管しなければならない。
 - (4) 債権者部落解放同盟の上記仮処分命令申立てを、却下する。
- 2 手続費用については、上記仮処分命令申立事件及び本件保全異議申立事件を通じて、債権者部落解放同盟について生じた費用は、債権者部落解放同盟の負担とし、その余は、債務者の負担とする。

理 由

第 1 申立ての趣旨

- 1 上記当事者間の横浜地方裁判所平成 28 年(㉮)第 154 号出版禁止等仮処分命令申立事件について、同裁判所が平成 28 年 3 月 28 日にした仮処分決定を取り消す。
- 2 債権者らの上記仮処分命令申立てをいずれも却下する。

第 2 事案の概要

1 本件は、同和地区出身者らへの差別行為を廃絶するための活動をしている団体である債権者部落解放同盟（以下「債権者同盟」という。）及びその構成員である債権者5名（以下、別紙当事者目録記載の順に「債権者組坂」、「債権者片岡」、「債権者西島」、「債権者藤川」、「債権者宮瀧」といい、5名を「個人債権者ら」と総称する。）が、債務者が出版を予定している別紙書籍目録記載の著作物（以下「本件出版予定物」という。）が、個人債権者らの人格権及び債権者同盟の業務を円滑に行う権利を侵害すると主張して、当裁判所に対し、上記各権利に基づく差止請求権を被保全権利として、債務者に対して本件出版予定物の出版、販売又は頒布（以下「出版等」という。）の禁止、本件出版予定物の製品の執行官への引渡し及び執行官による保管を命ずる仮処分命令の申立てをした事案である。

当裁判所が、債務者の審尋を経て、平成28年3月28日、これを認容する仮処分決定（以下「原決定」という。）をしたところ、債務者が、同年7月16日、保全異議を申し立てた。

2 前提事実（当事者間に争いが無いが、各項目末尾記載の疎明資料及び審尋の全趣旨により容易に認定することができる事実）

(1) 当事者

ア 債権者同盟は、昭和21年に結成された部落解放全国委員会を前身とする団体（権利能力なき社団）であり、その目的として「部落の完全解放・真に人権が確立された民主社会の実現をはかること」を掲げ、同和地区出身者らを構成員として、同人らに対する差別行為を廃絶するための活動を行っている。

(甲1ないし6)

イ 個人債権者らは、いずれも同和地区出身者であり、債権者同盟において、債権者組坂は中央委員会委員長、同片岡は中央本部執行副委員長など、同西島は中央書記長など、同藤川及び同宮瀧は各支部長の役職に就いている。

(甲1ないし6)

ウ 債務者は、川崎市に本店を置き、書籍・雑誌その他の印刷物及び電子出版物の企画・制作・販売等を目的とする合同会社であり、かねてから、同和問題を取り上げた書籍を発行するとともに、同社のウェブサイト（以下「債務者ウェブサイト」という。）に同和地区の写真付きの記事を掲載するなどしている。

債務者代表社員は、宮部龍彦（以下「債務者代表者」という。）であり、債務者の事業を行うほか、個人で「同和地区W i k i」と題するウェブサイト（以下「同和地区W i k i」という。）を開設している。

(2) 本件出版予定物を巡る経緯について

ア 債務者は、平成28年2月頃、債務者ウェブサイトに、次の内容の記事（以下「本件記事」という。）を掲載して、昭和10年頃に実施された同和地区の調査の結果をまとめた「全国部落調査」と題する資料（以下「全国部落調査」という。）を復刻し、平成28年4月1日、本件出版予定物として出版する旨を予告した。

(ア) 画像

赤色の背景の右上に「復刻」、左上に「第1版」、中央に「全国部落調査 部落地名総鑑の原典」、下部に「財団法人 中央融和事業協会 全国部落解放協議会」、「示現舎」等の記載があるもの。

(イ) 説明文

「示現舎では、『全国部落調査』を復刻し、2016年4月1日に発行いたします。」「既にアマゾンにおいて予約注文を開始しております。予約は以下からどうぞ。」「原典の『全国部落調査』はB5サイズ、全342ページ、縦書き、しかもほとんどが手書きという非常に扱いにくいものでした。それに対し、今回復刻する全国部落調査はA5サイズ、全200ページ、横書き、活字、とコンパクトに扱いやすく大幅改定し

ました。」「主な内容は、原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したものです。さらに、原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載します。」

イ。債権者同盟の中央本部事務局は、平成28年3月3日、債務者代表者に宛てて電子メールを送信し、「差別書籍として社会的に認知されている『部落地名総鑑』の『原典』と付した書籍を復刊しようとする行為は、到底看過できるものではなく、強く抗議をするとともに、発行の停止と撤回を求める」旨要請し、また、同月8日、債権者西島らが債務者代表者と面談して、全国部落調査を公開している同和地区W i k i を閉鎖するよう要請した。

これに対し、債務者代表者は、上記面談の後、債務者ウェブサイトにて、「全国部落調査の出版は差別ではなく、差別につながるとも考えていない。」「出版妨害をするのなら、なおのこと抵抗する。」などと投稿して、上記要請を拒否した。

(甲11)

ウ その後、本件記事は、本件仮処分命令の申立ての時点では、「アマゾンに発禁扱いとされ、予約はキャンセルとなってしまいました。」などと追記され、「2016年4月1日に発行いたします。」との部分及び「既にアマゾンにおいて予約注文を開始しております。予約は以下からどうぞ。」との部分に取消し線が引かれた状態で、債務者ウェブサイトに掲載されていた。

(3) 全国部落調査について

全国部落調査は、昭和11年3月に、財団法人中央融和事業協会が編纂した資料である。その内容は、昭和10年頃に各府県（東京府を含む。）が実施した同和地区の調査の結果をまとめたものであり、「統計表」及び「各府県部落調査」と題する統計資料から構成され、「参考表」として「大正十年内務省

調査 全国部落統計表」が付されている。

このうち、「統計表」には、全国に存在する5367の部落にかかる4種の統計表（府県別の部落数、戸数、人口等）が掲載されている。また、「各府県部落調査」には、上記5367の部落について、その部落所在地（市町村名ないし学区）、部落名、戸数、人口、職業（主業及び副業）及び生活程度が、府県別に記載されており、全国部落調査の大部分を占めるものとなっている（以下「各府県部落調査」という。）。

全国部落調査の冒頭には、「本調査は最近融和事業の積極的計画化にあたり、これが基礎資料として、昭和十年本協會が各府県に照會して最近に於ける部落の調査報告を受け、これにより若干の集計表を作り、一纏めとして謄寫に附したものである。」と記載されており、表紙の中央には、「秘」と表記されている。

3 当事者の主張

(1) 被保全権利（債権者らの各差止請求権の有無）について

（債権者らの主張）

ア 債務者は、債務者ウェブサイトにて本件記事を掲載し、平成28年4月1日、本件出版予定物を出版することを具体的に示している。

なお、本件記事は、その後、予約注文が中止になった旨修正されたが、アマゾンで発売禁止とされただけであり、出版自体が中止となったものではない。債務者代表者は、同人を債務者とする別件の仮処分命令（横浜地方裁判所相模原支部平成28年(㊦)第16号。以下「別件仮処分命令」という。）の審理において、本件出版予定物と同内容の「復刻 全国部落調査」と題する書籍（以下「復刻 全国部落調査」という。）を疎明資料として提出しており、本件出版予定物の製品は存在している（上記書籍には、頒布のためのバーコード及びISBNも付されている。）。

さらに、債務者は、原決定後、本件出版予定物と同内容の同和地区の目

録を掲載した「小林健治と有田芳生に対抗する 全国部落解放協議会 5年のあゆみ」と題する書籍（以下「5年のあゆみ」という。）を発行し、オークションサイト上で販売しており、本件出版予定物を出版しようとする意思は強固である。

イ 個人債権者らは、いずれも同和地区出身者であるが、人格権の一内容としてプライバシー権及び名誉権を有しており、また、憲法14条1項の趣旨に鑑み、社会的身分又は門地によって差別されない権利を有している。

しかしながら、本件出版予定物は、同和地区の名称、所在地等が都道府県別に記載され、上場企業の人事担当者らが購入し、採用において同和地区出身者を排除するために利用した「部落地名総鑑」と、内容において共通するものであり、個人債権者らの住所にかかる情報とあいまって、個人債権者らが同和地区出身者であることを公にし、個人債権者らのプライバシー権を侵害するものである。

また、就職や婚姻に際して戸籍謄本等が不正取得されている事実等が示すとおり、部落差別がなお厳然と存在している現状に照らして、個人債権者らの名誉権も侵害するものであり、さらに、同和地区出身者に対する差別を助長し、差別の固定化に寄与するものであって、個人債権者らの差別されない権利も侵害するものである。

ウ 債権者同盟は、同和地区出身者らで構成する団体として、構成員である同和地区出身者らの権利を守り、差別を廃絶するための活動を行ってきたものであり、業務を円滑に行う権利（以下「業務遂行権」という。）を有している。

しかしながら、本件出版予定物は、就職差別や結婚差別に悪用されるおそれが極めて高く、債権者同盟がこれまで積み上げてきた種々の取組みを水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障を生じさせるものである。また、第三者からの嫌がらせや債務者自身の行為への対応を余儀なくされ

ることにより、債権者同盟の日常的な業務に支障を来すおそれがある。さらに、債権者同盟は、構成員である同和地区出身者らの人格権を内包する業務上の権利を有しているから、個人債権者らの人格権の侵害により、債権者同盟の業務遂行権の侵害も発生しているものである。

エ 本件出版予定物は、公共の利害に関する事項にかかるものではなく、公益を図る目的によるものでもない。そして、本件出版予定物が出版等された場合、債権者らに対して前記のとおり重大な損害が発生するものであり、差別の特質上、その回復は著しく困難であるから、出版等の事前差止めであることを考慮しても、本件出版予定物の出版等の禁止を求めることが許される。

(債務者の主張)

ア 本件出版予定物は存在しないから、被保全権利はない。

「復刻 全国部落調査」は、本件出版予定物とは全く異なるものであるし、裁判所提出用の資料を印刷して製本したにすぎず、頒布するためのものではない。「5年のあゆみ」は、全国部落解放協議会の設立5周年を記念して出版されたものであり、本件出版予定物とは無関係である。

イ 個人債権者らが同和地区出身者であることは否認する。同和地区出身者という法律上の身分は存在せず、また、何をもって同和地区ないしその出身者といえるのかについては、社会的にも歴史学的にも定義が存在していない。

本件出版予定物が、個人債権者らのプライバシー権及び名誉権を侵害することは争う。本件出版予定物は、昭和11年に作成された全国部落調査を復刻しようとしたものであり、当時の部落の地名、世帯数、人口等を列挙したものであって、個人債権者らのプライバシー権及び名誉権とは何ら関係がない。部落の地名が列挙された書籍は、過去に何度も行政や債権者同盟の関係団体から出版されており、本件出版予定物の出版も許されて然

るべきである。

また、戸籍謄本は部落差別に利用できるものではなく、部落差別がなお存在しているとの点は客観的な証拠がないし、法務省が公開しているデータによっても、同和地区名の公開と人権侵犯事件の増減は無関係である。同和地区出身者という法律上の身分は存在しないから、本件出版予定物が、個人債権者らの差別されない権利を侵害することも争う。

ウ 債権者同盟が、同和地区出身者らで構成する団体であることは否認する。

本件出版予定物が、債権者同盟の業務遂行権を侵害することは争う。債権者同盟の業務と称するものは、任意的な政治的活動にすぎない。また、全国部落調査の内容は、個人債権者らとは全く無関係であるから、個人債権者らの人格権の侵害により、債権者同盟の業務遂行権の侵害が発生することもない。

エ 本件出版予定物の出版等の差止めは、個人債権者らが同和地区出身者であるという、あってはならない身分の存在を前提とするものであり、憲法14条1項に違反する。

また、法律上の根拠がなく、出版物自体も存在していないのに、全国部落調査の復刻という行為自体を禁止するものであって、実質的には公権力による検閲にあたり、憲法21条1項及び2項に違反する。

さらに、学術資料として使われてきた文書の利用を制限するものであって、学問の自由の侵害であり、憲法23条に違反する。

(2) 保全の必要性について

(債権者らの主張)

本件出版予定物が出版等された場合、個人債権者らの人格権及び債権者同盟の業務遂行権が侵害され、その回復は著しく困難であるから、保全の必要性が認められる。

なお、本件出版予定物に掲載される情報は、インターネット上でも公開さ

れているが、本件出版予定物の出版等は、新たに当該情報を知る者を増やすことにつながる上、当該情報をインターネット上で公開し、その印刷や製本を執拗に推奨してきたのは債務者及び債務者代表者であること、債務者は本件出版予定物の出版に固執していることに照らして、保全の必要性は高い。

(債務者の主張)

オリジナルの全国部落調査は、米国の電子図書館「インターネット・アーカイブ」に所蔵されるなど、債務者の意思とは無関係に拡散を続けており、また、インターネット上で流通しているデータを使って、オンデマンド印刷業者により、誰でも安価に全国部落調査を製本可能であり、保全の必要性はない。

第3 当裁判所の判断

1 我が国における同和問題への取組みについて

各項目末尾記載の疎明資料及び審尋の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 同和問題の基本的方策を検討するために、昭和35年、同和対策審議会設置法に基づき、同和対策審議会が設置された。同審議会は、昭和40年8月11日、内閣総理大臣に対し、同大臣から諮問された「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について、審議結果を答申した。

同答申では、同和問題について、同審議会が実施した全国の同和地区の実態調査を踏まえ、「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である。」との認識のもとに、その根本的解決のため、「特別措置法」

の制定を含む各種施策の実現を図ることが国の責務であるとの基本的方策が示された。これを受けて、昭和44年に同和対策事業特別措置法が制定されるなどし、同和対策事業が進められた。

(甲2, 12ないし14)

- (2) 昭和50年11月、企業人材リサーチ協会・企業防衛懇話会の発行する「人事極秘 部落地名総鑑」と題する資料が、ダイレクトメールを用いて、企業の人事担当者らに密かに販売されていることが明らかとなった。その後、同種の資料が少なくとも8種類存在することが判明した(以下、これらの資料を「部落地名総鑑」と総称する。)

部落地名総鑑は、全国の同和地区(上記「人事極秘 部落地名総鑑」によれば、全国5600)について、その所在地(昭和初期の旧市町村名)、大字名及び小字名、世帯戸数、従事する職業等を、都道府県別に記載したものであり、一部の部落地名総鑑には、旧市町村名に対応する新市町村名(昭和50年当時の地名)等も記載されていた。

その後の調査で、企業の人事担当者らを中心に、延べ223社(人)が、部落地名総鑑を購入したことが判明した。発行者及び購入者らの供述等によれば、同人らが部落地名総鑑を発行ないし購入した意図は、就職希望者等が同和地区出身者であるか否かを識別する資料とするためであり、一部の部落地名総鑑に記載された次の序文も、この意図を裏付けるものであった。

「部落解放同盟の解放運動の展開と、内閣同和対策審議会の同和政策などにより、同和教育が進められる一方、戸籍閲覧・交付の制限、履歴書などに本籍地詳記の省略など、差別に対する防御策がとられ、採用面接時に住所を尋ねたり、家族の職業を尋ねたりする事が禁じられ、不用意に話題がこれらの点に触れると、理由がどのようなものであったとしても、差別の意図があったものと解釈され、厳しい制裁を受けるのが現状です。」「採用問題と取組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労される家族の方たち

には仲々厄介な事柄かと存じます。このような悩みを、少しでも解消することが出来ればと、此の度世情に逆行して、本書を作製する事に致しました。」。

(甲2, 13ないし15)

- (3) 総理府総務副長官並びに法務省、文部省、厚生省、農林省、通産省、労働省、建設省及び自治省(いずれも当時)の各事務次官は、昭和50年12月、連名で、各都道府県知事らに宛てて、「この冊子は同和対策事業特別措置法の趣旨に反し、特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々の差別を招来し、助長する極めて悪質な差別文書であると断定せざるを得ない。」と記載した通達を発出し、部落地名総鑑が悪質な差別文書であるとの認識を明らかにした。

法務省は、その後、部落地名総鑑への対応として、各法務局を通じて購入企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した部落地名総鑑を回収して、焼却処分し、また、発行者及び購入者らに対して勧告等を行った。こうした対応を経て、法務省人権擁護局は、平成元年7月28日、「部落地名総鑑事件の処理をすべて終了した」旨の声明を発表した。

(甲2, 13及び14)

- (4) 平成10年6月には、大阪市内の調査会社が、600社余りの企業から依頼を受け、就職希望者が同和地区出身者かどうかを含む差別的な身元調査を行っていた事件が発生した。当該事件では、身元調査に用いるため、就職希望者の個人情報企業が調査会社にそのまま提供されていたことから、平成11年6月、就職希望者等の個人情報の収集、保管及び使用を、業務の目的の達成に必要な範囲内に制限する旨の規定(職業安定法5条の4)が新設された。

(甲13, 15)

- (5) その後も、結婚相手の身元調査等のために、戸籍謄本や住民票(以下「戸籍謄本等」という。)を不正に取得する事件が、継続的に発生した。平成1

7年には、①兵庫県及び大阪府の行政書士並びに②京都府の司法書士が、平成19年には、③三重県の行政書士が、平成23年には、④東京都の司法書士及び行政書士らが、それぞれ、興信所等の依頼を受けて、職務上請求書を不正に使用し、数百件から約1万件の戸籍謄本等を不正に取得していたことが判明した。また、平成18年には、⑤名古屋市の大手興信所が、平成19年には、⑥大阪府の探偵業者が、それぞれ、結婚相手の身元調査等の依頼を受けて、市販の印鑑を用いるなどして委任状を偽造し、約百件から数千件の戸籍謄本等を不正に取得していたことが判明した。

このうち、上記①については、不正発覚の端緒となった興信所の業務日誌に部落地名総鑑とみられる資料の貸借が記載されており、また、上記③については、当該行政書士は、新聞記者の取材に対し、「同和地区の出身かどうかを調べる身元調査がほとんどだった」旨述べた。

(甲13, 甲34の1ないし4, 甲35ないし37,
甲38の1, 2, 甲39)

- (6) 平成28年12月9日、部落差別の解消の推進に関する法律が成立するなど、現在に至るも、同和問題にかかる対策は、引き続き行われている。法務省の人権擁護機関は、平成23年に137件、平成24年に110件、平成25年に85件、平成26年に117件、平成27年に93件、それぞれ同和問題に関する人権侵犯事件への対応を開始し、被害の救済及び予防を図っており、また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの情報を認知した場合には、その削除を要請するなどの対応を行っている（平成28年版「人権教育・啓発白書」39頁参照）。

2 被保全権利について

(1) 人格権に基づく侵害行為の差止め請求について

人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行わ

れている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。どのような場合に侵害行為の差止めが認められるかは、侵害行為の対象となった人物の社会的地位や侵害行為の性質に留意しつつ、予想される侵害行為によって受ける被害者側の不利益と侵害行為を差し止めることによって受ける侵害者側の不利益とを比較衡量して決すべきである。そして、侵害行為が明らかに予想され、その侵害行為によって被害者が重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるときは侵害行為の差止めを肯認すべきである（最高裁平成13年(オ)第851号、同年(受)第837号同14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民事207号243頁参照）。

(2) 個人債権者らの人格権侵害の有無について

ア 前記前提事実(2)及び(3)並びに前記1(2)に認定の事実によれば、全国部落調査は、昭和11年当時、同和対策事業を進めるための非公開の内部資料として作成されたものであるところ、本件出版予定物は、これを復刻し、出版しようとするものであり、その内容も、全国の同和地区の所在地等を網羅的、一覽的に記載し、さらに、現在の地名もできる限り掲載したものであること、部落地名総鑑も、全国の同和地区の所在地等を網羅的、一覽的に記載したものであり、一部の部落地名総鑑には昭和50年当時の地名も記載されていたこと、したがって、本件出版予定物と部落地名総鑑は、いずれも、同和地区の所在地等を、最新の地名も交えて、網羅的、一覽的に記載したものであって、その趣旨及び内容において同種のものであることが認められる（本件出版予定物が部落地名総鑑と同種のものであることは、「部落地名総鑑の原典」との副題からも裏付けられる。）。

イ 他方、前記1に認定の事実によれば、我が国において、同和問題は最も深刻にして重大な社会問題であるとの認識のもとに、その根本的解決が国

の責務であるとして同和対策事業が進められてきたこと、昭和50年に存在が明らかとなった部落地名総鑑について、政府は、同和地区住民に対する様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な差別文書であるとの認識を明らかにし、法務省は、10年余りの期間をかけて、その回収と焼却処分を行い、対応に当たったこと、その後も、戸籍謄本等の不正取得など、同和地区出身者か否かに関する差別的な身元調査の事例が継続的に発生しており、最近でも、法務省は、毎年百件前後、同和問題に関する人権侵犯事件への対応を行っていることが認められる。

ウ 上記の事実によれば、我が国においては、長年にわたり同和対策事業が実施されてきたが、現在においても、なお、同和地区出身者らに対する差別行為を容認する意識が一定程度存在するといわざるを得ず、本件出版予定物は、法務省が10年余りをかけて回収と焼却処分に当たった部落地名総鑑と同種のものであることに照らせば、ひとたび本件出版予定物の出版等がされた場合には、部落地名総鑑と同様の利用がされることにより、同和地区出身者の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長するおそれが高く、かつ、一旦差別を招来した場合には、その性質上、これを事後的に回復することは著しく困難であることが認められる。

また、個人債権者らは公的立場にある者ではなく、本件出版予定物に記載されている表現内容は、公共の利害に関する事項でもない。

そうであれば、本件出版予定物の出版等は、個人債権者らの人格権に対する侵害行為であるというべきである。

(3) 債務者による本件出版予定物出版等の企図の有無について

ア 債務者は、平成28年2月頃、債務者ウェブサイトにも本件記事を掲載し、本件出版予定物を出版する旨を予告し、本件出版予定物の出版等を企図していたこと、アマゾンにおける予約注文を中止した後も、本件記事の債務

者ウェブサイトへの掲載を継続していたことは、前記前提事実(2)に認定のとおりである。

また、疎明資料（甲10、18、甲19の1、2、甲20の1、2、甲23ないし29）及び審尋の全趣旨によれば、債務者代表者は、原決定後に行われた別件仮処分命令の審理において、「復刻 全国部落調査」を疎明資料として提出したところ、同書籍は、全国部落調査を復刻し、活字、横書き、約200ページの体裁とし、さらに、5361の部落の当時の地名に加えて、現在地名をできる限り掲載したというものであり、奥書には、債務者が平成28年4月15日に発行した旨が、背表紙には、バーコード、ISBN及び定価等が、それぞれ記載されていること、債務者代表者は、「復刻 全国部落調査」のデータをインターネットから閲覧可能な状態とした上で、少なくとも同月12日から同月17日までの間、「復刻・全国部落調査」の印刷用データを公開します。欲しい方は各自製作してください。

[リンクを掲載]、「ページ欄外に見出しを表示するようにして、さらに使い勝手がよくなりました。皆様、ダウンロードして保存し、がんがん印刷・製本してくださいませ。[リンクを掲載]」などとツイッターに投稿し、同データの印刷及び製本を推奨していたこと、債務者は、同月、「5年のあゆみ」を出版し、少なくとも同月5日から同月20日までの間、オークションサイトで販売していたところ、同書籍には、全国部落調査の大部分を占める各府県部落調査が掲載され、オークションサイト上の説明文にも、「今、話題の部落地名総鑑の原典、『全国部落調査』の各府県別部落調査が掲載されています。」と記載されていたことが認められる。

上記の各事実によれば、債務者は、原決定の前後を通じて、本件出版予定物又はこれに代わる書籍の出版等を企図しているということができ、債務者による侵害行為が明らかに予想されると認められる。

イ これに対し、債務者は、「復刻 全国部落調査」は、本件出版予定物と

は全く異なるものであるし、頒布するためのものではない、「5年のあゆみ」は、本件出版予定物とは明らかに無関係であると主張する。

しかしながら、「復刻 全国部落調査」については、上記アに認定の同書籍の内容及び体裁に照らして、本件出版予定物と同内容であって、債務者がその出版等を前提とした準備を行っていることは、明らかである。

また、「5年のあゆみ」についても、同上記アに認定の同書籍の内容及び宣伝文言等に照らして、本件出版予定物と同趣旨のものであることが明らかである。

さらに、債務者は、本件出版予定物の印刷物は存在しないとも主張するが、債務者が本件出版予定物の出版等を企図し、直ちに出版し得る状態にある以上、その印刷物が未だ存在しなかったとしても、そのことをもって、その出版等の差止めを求める請求が妨げられるものではなく、債務者の主張は、採用することができない。

(4) 債務者の主張について

ア 債務者は、本件出版予定物の出版等の差止めは、個人債権者らが同和地区出身者であるという、あつてはならない身分の存在を前提とするものであり、憲法14条1項に違反する旨、同和地区出身者という法律上の身分は存在せず、また、何をもって同和地区ないしその出身者といえるのかについては、社会的にも歴史学的にも定義が存在していない旨主張する。

しかしながら、同和地区といわれる地区の存在については、同和対策審議会においても実態調査が実施され、具体的な統計がとられているところ

(甲12)、個人債権者らが同和地区出身者であるとの主張は、同和地区といわれる一定の地区の出身者であることを意味するものにすぎず、法律上その他の何らかの身分が存在することを意味するものではないから、債務者の主張は、採用できない。

イ 債務者は、本件出版予定物の出版等の差止めは、全国部落調査の復刻と

いう行為自体を禁止するものであって、実質的には公権力による検閲にあたり、憲法21条1項及び2項に違反すると主張する。

しかしながら、出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めは、憲法21条2項前段にいう「検閲」には当たらない（最高裁昭和56年(オ)第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁参照）。

また、公共の利益に係わらない事項を記載した本件出版予定物の出版等による公的立場にない個人債権者らの人格権の侵害が問題とされる本件においては、本件出版予定物の出版等により個人債権者らに重大で回復困難な損失を被らせるおそれがあることを要件として、裁判所が人格権に基づく本件出版予定物の出版等の事前差止めを認めることは、憲法21条1項に違反するものではない（前掲平成14年9月24日第三小法廷判決参照）。

ウ 債務者は、全国部落調査は様々な部落研究の書籍等で引用され、部落研究の基礎資料となっているところ、本件出版予定物の出版等の差止めは、学術資料として使われてきた文書の利用を制限するものであって、学問の自由の侵害であり、憲法23条に違反するし、同和地区の地名が列挙された書籍は、過去に何度も行政や債権者同盟の関係団体から出版されており、本件出版予定物の出版も許されるべきであると主張する。

しかしながら、債務者において全国部落調査が引用されていると指摘する書籍等（乙38ないし47）は、いずれも、同和問題の歴史等にかかる調査・研究資料等であるところ、当該調査・研究等に必要な限りで、全国部落調査の該当部分を引用したものであり、かつ、引用の方法も、部落所在地及び部落名を含まない引用にとどめるか、これらを引用する場合も、ごく一部（数件から十数件程度）の引用にとどめていることが認められる。これに対し、本件出版予定物は、部落地名総鑑と同様に、同和地区の所在地等を、最新の地名も交えて、網羅的、一覽的に記載したものであること

は、前記(2)アに認定のとおりであり、債務者の指摘する書籍等とは、趣旨及び内容のいずれにおいても異なることが明らかである。したがって、本件出版予定物の出版等により個人債権者らに重大で回復困難な損失を被らせるおそれがあることを要件として裁判所が人格権に基づく本件出版予定物の出版等の差止めを認めることは、憲法23条に違反するものではない。

また、債務者が同和地区の地名が列挙された書籍として指摘する書籍等(乙5ないし19)は、いずれも、同和問題にかかる行政資料であるか、特定の都道府県内の同和地区にかかる調査・研究資料、同和問題に取り組む団体の報告資料等であり、かつ、特定の都道府県ないしその一部の同和地区について、当該調査・研究等に必要な限りで、同和地区の地名等を記載したものであって、本件出版予定物とは、趣旨及び内容のいずれにおいても異なるものであることが認められるから、その存在をもって、本件出版予定物の出版等が許容されるべきことを裏付けるものとはいえず、債務者の主張は、採用できない。

エ 債務者は、戸籍謄本は部落差別に利用できるものではなく、部落差別がなお厳然と存在しているとの点は客観的な証拠がないし、法務省が公開しているデータによっても、同和地区名の公開と人権侵犯事件の増減は無関係であると主張する。

しかしながら、戸籍謄本等の不正取得事案のうち一部については、調査対象者が同和地区出身者かどうかを調べることを目的とするものであったことは、前記1(5)に認定のとおりであり、また、前記1(6)に認定の事実によれば、現在においても、同和地区出身者らに対する差別行為を容認する意識が一定程度存在することは否定できず、債務者の主張は、採用できない。

(5) 小括

以上によれば、本件出版予定物の出版等は、個人債権者らの人格権に対す

る侵害行為であり、本件においては、侵害行為が明らかに予想され、これによって個人債権者らが重大な損失を受けるおそれがあり、かつ、その回復を事後に図るのが不可能ないし著しく困難になると認められるから、個人債権者らは、本件出版予定物の出版等の差止めを求めることができるというべきである。

(6) 債権者同盟の業務遂行権の侵害の有無について

ア 債権者同盟は、①本件出版予定物は、就職差別や結婚差別に悪用されるおそれが極めて高く、債権者同盟がこれまで積み上げてきた種々の取組みを水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障を生じさせること、②第三者からの嫌がらせや債務者自身の行為への対応を余儀なくされることにより、債権者同盟の業務に支障を来すおそれがあること、③債権者同盟は、構成員である同和地区出身者らの人格権を内包する業務上の権利を有しているから、個人債権者らの人格権の侵害により、債権者同盟の業務遂行権の侵害も発生していることを理由として、本件出版予定物の出版等は、債権者同盟の業務遂行権を侵害すると主張する。

イ しかしながら、本件出版予定物により招来される差別行為は、同和地区出身者ら各人に対して行われるものであって、債権者同盟に対して行われるものとは認められず、他に、本件出版予定物の出版等が、債権者同盟の業務遂行を現実妨げることが認められるに足りる疎明はない。

債権者同盟は、最高裁平成25年(行ヒ)第37号同26年12月5日第二小法廷判決(判例地方自治390号51頁)を援用するが、同判決は、情報公開条例の定める非公開事由への該当性の判断として、非公開情報の公開が、人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組みを行っている県の同和対策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断したものであり、本件出版予定物の出版等の事前差止めの要件として、私的団体の業務遂行権に対する侵害が問題となる本

件とは事案を異にするものである。

また、債権者同盟は、東京高裁平成20年7月1日決定（判タ1280号329頁）を援用するが、同決定は、多数回及び長時間にわたる架電及び応対又は面談の強要により法人の業務に著しい支障を来していることを認定した上で業務遂行権に対する侵害と評価したものであり、本件出版予定物の出版等が債権者同盟の業務遂行を現実に妨げるとは認められない本件とは事案を異にするものである。

さらに、債権者同盟は、権利能力なき社団においては、構成員の人格権が団体の業務上の権利として還元される程度は、法人の場合と比較してより強くなるのであり、構成員の差別解消を目指す債権者同盟の業務は、構成員の人格権の実現と分かちがたく結びついていると主張するが、個人債権者らの人格権の侵害が債権者同盟の具体的な業務遂行を妨げることを認めるに足りる疎明はなく、債権者同盟の主張は、採用できない。

ウ したがって、本件出版予定物の出版等が債権者同盟の業務遂行権を侵害するとは認められないから、その余の点について判断するまでもなく、債権者同盟の申立ては理由がない。

3 保全の必要性について

- (1) 債務者が、原決定の前後を通じて、本件出版予定物又はこれに代わる書籍の出版等を企図しているということができ、債務者による侵害行為が明らかに予想されることは、前記2(3)に認定のとおりであり、個人債権者らは、本件出版予定物が出版等されることにより、差別行為による種々の損失を被るおそれがあり、これを事後的に回復することは著しく困難である以上、本件においては、保全の必要性を肯認することができる。
- (2) これに対し、債務者は、オリジナルの全国部落調査は、「インターネット・アーカイブ」に所蔵されるなど、債務者の意思とは無関係に拡散を続けており、また、インターネット上で流通しているデータを使って、誰でも安価に

全國部落調査を製本可能であるから、保全の必要性はない旨主張する。

しかしながら、本件出版予定物の出版等は、全國部落調査に記載された情報について、インターネットとは別個の情報媒体を新たに提供するものである上、原決定後も、債務者は「復刻 全國部落調査」の出版用データを作成し、債務者代表者においてインターネット上で公開するとともに、本件出版予定物と同趣旨の「5年のあゆみ」の出版も行い、自ら差別行為を助長する活動を継続していることに照らせば、保全の必要性は否定することができない。

4 結論

よって、本件仮処分命令の申立ては、個人債権者らが本件出版予定物の出版等の禁止、本件出版予定物の製品の執行官への引渡し及び執行官による保管を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、原決定を変更することとして、主文のとおり決定する。

平成29年3月16日

横浜地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 鹿子木 康

裁判官 中 嶋 諏 訪

裁判官 岩 田 澄 江

(別紙)

当 事 者 目 録

東京都中央区入船1-7-1 (本部)

債 権 者

部落解放同盟

上 記 代 表 者

組 坂 繁 之

東京都中央区入船1-7-1 (本部) 気付

債 権 者

組 坂 繁 之

東京都中央区入船1-7-1 (本部) 気付

債 権 者

片 岡 明 幸

東京都中央区入船1-7-1 (本部) 気付

債 権 者

西 島 藤 彦

東京都中央区入船1-7-1 (本部) 気付

債 権 者

藤 川 正 樹

東京都中央区入船1-7-1 (本部) 気付

債 権 者

宮 瀧 順 子

上記6名代理人弁護士

河 村 健 夫

同

山 本 志 都

同

指 宿 昭 一

同

中 井 雅 人

川崎市多摩区三田4-1-11-5号

債 務 者

示現舎合同会社

上記代表者代表社員

宮 部 龍 彦

(送達場所)

神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ

(別紙)

書 籍 目 録

書籍名	全国部落調査
副 題	部落地名総鑑の原典
編 者	示現舎
体 裁	A5サイズ 全200頁 横書き 活字

